

平成30年6月第2回八街市議会定例会会議録（第5号）

1. 開議 平成30年6月12日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士  
2番 小澤孝延  
3番 角麻子  
4番 鈴木広美  
5番 服部雅恵  
6番 小菅耕二  
7番 石井孝昭  
8番 桜田秀雄  
9番 林修三  
10番 山口孝弘  
11番 小高良則  
12番 川上雄次  
13番 林政男  
14番 新宅雅子  
15番 加藤弘  
16番 京増藤江  
17番 丸山わき子  
18番 小山栄治  
19番 木村利晴

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	鵜澤広司
総務部	長	大木俊行
市民部	長	和田文夫
経済環境部	長	黒崎淳一
建設部	長	江澤利典

会 計 管 理 者	廣 森 孝 江
財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	吉 田 正 明
高 齡 者 福 祉 課 長	田 中 和 彦
下 水 道 課 長	中 村 正 巳
水 道 課 長	山 本 安 夫

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	片 岡 和 久
社 会 福 祉 課 長	日 野 原 広 志
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 次 長	村 山 のり子

・連絡員

教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃
-------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	岡 本 裕 之
副 主 幹	中 嶋 敏 江
副 主 幹	小 川 正 一
主 査 補	嘉 瀬 順 子
主 査 補	吉 井 博 貴
主 任 主 事	武 井 義 行

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

平成30年6月12日（火）午前10時開議

日程第1 議案第1号から議案第5号

質疑、委員会付託

日程第2 休会の件

### ○議長（木村利晴君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、議案第1号から議案第5号を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は答弁も含め40分以内とし、質疑は一問一答、同一議題につき2回までとなっております。また、上程された議案についての質疑でありますので、議題外にその範囲が広がらないようお願いいたします。

最初に、京増藤江議員の質疑を許します。

### ○京増藤江君

おはようございます。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、議案第1号、八街市税条例等の一部を改正する条例の制定について、付議案の2ページです。

同一生計配偶者と文言を改めることについてですが、この文言を改めることによる影響はどのようなものがあるのか、お伺いします。

### ○総務部長（大木俊行君）

今回の用語の改正につきましては、税制改正による配偶者特別控除に係る配偶者の所得要件の拡大等に伴いまして、改正前の控除対象配偶者に加えまして、同一生計配偶者と源泉控除対象配偶者が追加されたことによるものでございます。

なお、改正後の同一生計配偶者につきましては、改正前の控除対象配偶者と同様に、所得が38万円以下の配偶者を示す用語でございますので、個人市民税の非課税の範囲を示します市税条例第24条中の改正によって既定の内容が改正となるものではございません。したがって、特に影響はございません。

以上でございます。

### ○京増藤江君

平成31年度から市県民税で配偶者特別控除の対象が拡大されるというふうに説明があるのですが、拡大されることによって、配偶者が働く時間や日数を増やす方向と恐らくなっていくと思うのですが、改めたことによる家庭への影響はどういうふうになっていくのか、お伺いします。

### ○総務部長（大木俊行君）

今回の改正は、単に配偶者特別控除に係ります配偶者の所得要件を拡大するだけでなく、控除を受ける方の所得により、配偶者控除と配偶者特別控除を低減している制限をあわせて

設けるものでございます。現在の基幹システムは改正後の規定に基づいて税制を算定する機能がございませんので、改正による影響額を試算することはできませんが、今回の改正による減額分については全額を国庫で補填することになっておりますので、改正後、税額計算を行うための基幹システムを改修する際には、改正前と改正後でどの程度減額になったかを算定する機能も追加したいと考えております。

なお、平成29年度税制改正に係ります総務省の説明では、全国で約400億円の減収になるとの説明がございました。

また、実際に家庭にどの程度の影響があるかということでございますが、仮に40歳から64歳までの年代のご夫婦で、ほかに扶養親族がなく、収入が夫婦ともに給与収入のみで、夫の収入が1千120万円、妻の収入が150万円、それと、夫は毎月の給料のほかに2カ月分の賞与が年2回支給されているという条件で試算したところでございますが、所得税が約7万9千円、住民税が3万3千円、合計で11万1千円の減税効果があるとの結果が出ております。

#### ○京増藤江君

国全体では400億円の減収になるということでした、自治体に対しては補填があるというご説明でした。家庭に対しては減税がされるというようなことがあるのですけれど、やはり、所得が低い方たちに対してたくさん減税があれば助かるなど思うのですが、その点についてはどうなのでしょう。表を見ますと、所得が低い方に対してはそんなに今までと変わらないように思うのですけれど。

#### ○議長（木村利晴君）

800円です。

#### ○京増藤江君

わかりました。

では、次に移ります。

第92条についてなんですが、製造たばこの区分についてお伺いします。

今回の区分は、喫煙用の製造たばこがアからオまで5種類、また、かみ用の製造たばこ、かぎ用の製造たばこと大きく3種類に分ける、そういうことのようなのですけれど、この区分をするに至った経緯についてお伺いします。

#### ○総務部長（大木俊行君）

これまで、商品名でございますが、アイコス、グロー、プルームテックといった加熱式たばこについては、国税は課税されておりましたが、地方税法の規定がなかったために、県、市町村は課税することができませんでした。しかし、平成30年度税制改正に伴う地方税法の改正によりまして、製造たばこの区分などの加熱式たばこの課税に関する規定が追加され、平成30年10月1日に施行されることに伴いまして、県、市町村のたばこ税を新たに課税することができるようになりましたので、今回の定例会で市税条例の改正案を上程したものでございます。なお、製造たばこの区分につきましては、国のたばこ税の課税方式及び地方

税法の規定との整合を図る必要があることから、市税条例におきましても同様の規定を設けるものでございます。

**○京増藤江君**

今までは加熱たばこには地方税がかけられなかったということなのですが、今度、かけることによってどのぐらいの税収が見込まれるのか、お伺いします。

**○総務部長（大木俊行君）**

現在、加熱式たばこについては、製造本数、販売本数等が確定されておられません。まだ市の方でわかっておりませんので、どれぐらいの税収になるかというのははっきり今の時点ではわからない状態でございます。

**○京増藤江君**

恐らくというか、額はわかりませんが、税収は今よりは増えるのでしょうか、たばこについては、喫煙者は減ってはいるのですが、八街市の場合は喫煙率が大変高いということが、平成29年の12月議会のときに健康増進について取り上げたときに、調査してわかりました。やはり、今、喫煙者は減ってはいるものの、八街市の喫煙率は高くありまして、妊娠中の喫煙率も国や県の平均より高いというところでは、やはり、市民の命、健康をどう守っていくのかというところで、税収との関係で大変苦しいところではあるのですが、やはり、たばこの売り上げが健康にも影響していくということもぜひ考えていただきたいなと思います。

次に、第93条の2についてなんですけれど、製造たばことみなす場合について、今ほどのようなものがあるのか、お伺いします。

**○総務部長（大木俊行君）**

日本たばこが販売します商品のカプセルに入ったグリセリン等の液体を加熱して、その蒸気をたばこの葉の粉末に通して吸い込むタイプのたばこについては、そのほかの加熱式たばこは全く形状や1箱あたりの数量が異なるために、たばこ税を拡大するときに支障が出ることはないよう、加熱式たばことみなす規定を追加するものでございます。

なお、地方税法におきましても、平成30年度税制改正により、同様の規定が追加されたところでございます。

**○京増藤江君**

加熱式たばこを喫煙用具として、その区分が加熱式たばこするということが説明に書いてありますが、加熱式たばこの使用が増えれば、やはり喫煙用具もそれに伴って使用が比例して増えていく、私はたばこのことはよくわからないものですから、加熱式たばこというのは恐らく常に器具が使われているのかなと思うんですが、そういうことでしたら、加熱式たばこの喫煙者が増えることによって、やはりこの器具の使用も比例して増えていく、そういう理解でよろしいでしょうか。

**○総務部長（大木俊行君）**

今年度は、昨年度と同様に、売り渡し本数が同じだと仮定した場合に、今年の10月1日

の税率の引き上げを考慮いたしますと、約1千800万円の増収になるというふうを考えております。しかし、平成29年度は、前年度と比較いたしますと売り渡し本数が約929万本減となっております、調定額は約4千290万円の減となっております。このことから、増収の引き上げによってたばこ税の減収傾向に歯どめがかかる可能性があるものの、増収につながる可能性はかなり低いと考えております。

また、加熱式たばこにつきましては、新たに課税することになりますので、増収につながる可能性が高いと考えておりますが、売り渡し本数が把握できない状況でございますので、今、この時点で具体的な金額をお示しすることはできません。よろしくお願いいたします。

#### ○京増藤江君

これは、加熱式たばこが増えることによって増収になる部分もあるし、どうなるかはちょっとはっきりわからないというようなことだと思います。たばこは、市民の健康ということを見ると、本当にこのことについて議論するのは自分の気持ちとしては大変つらいと思う部分があるのですけれど。

次に、たばこの課税標準について、4項を加えることによる影響なんですけど、4項のうち2項は端数の切り捨てということです。加熱式たばこが広がることによる追加だと思うんですけど、これに加えることによる影響はどのようなものが考えられるのか、お伺いします。

#### ○総務部長（大木俊行君）

4項を加えることの影響について、なかなか難しい説明になってしまいますが、こちらの方につきましては、たばこ税の課税標準は紙巻きたばこの本数の基準となっており、加熱式たばこはその特殊性から、従来のたばこの量に一定の重量をもって紙巻きたばこに換算する方法や加熱式たばこの小売定価をもとに紙巻きたばこに換算する方法など、複数の方法を組み合わせて換算することになっております。第1項から第6号までの規定のほかに、換算する仮定で計算上必要となる事項を規定として追加するものでございまして、この4項を追加することにより、条例の規定に従って、支障なく加熱たばこが紙巻きたばこの本数に換算できるようにするものでございます。

なお、平成30年度税改正によりまして、地方税法施行令のこれらの規定と同様の規定が追加されたところでありまして、これらの規定の追加より、たばこ税の金額に大きな影響を与えるものではございません。

#### ○京増藤江君

たばこは増収にはそんなに影響はないということのようですので、それはわかりました。

次に、議案第3号についてなんですが、1番目と3番目の質問は取り下げさせていただきたいと思います。

2番目の15款2項県補助金についてお伺いします。

予算書の10ページです。消防費の県補助金についてなんですが、防災医療の計画の概要についてお伺いします。

#### ○建設部長（江澤利典君）

この補助金につきましては、ここにも書いてありますとおり、地域防災力向上総合支援補助金ということでございます。これについては、当初予算でも公園施設整備事業の中で予算化はしてございましたけども、財源の組みかえ、要は、県の補助事業として、地域防災力総合支援補助金を充当して、防災井戸1基を整備するものでございます。

○京増藤江君

財源の組みかえということなんですが、これは最初の計画と同じというか、井戸の深さとか、そういうさまざまなことと同じ計画なんでしょうか。

○建設部長（江澤利典君）

当初予算でも説明をしておりますけども、今回の当初予算で計上していたポンプ、井戸ということでございますが、一応、予定としては、手押しポンプの深井戸用ということで整備を予定しております。一般的に水量、水質とも安定しており、耐震性も高いとされる深さ50メートル以上の深井戸を計画しているところでございます。

○京増藤江君

ぜひ耐震性の高い井戸にして、皆さんの安全に寄与していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（木村利晴君）

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、通告の順に従いまして質問をいたします。

まず、議案第2号の八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてなんですが、今回のこの改正は、学童クラブ支援員の資格要件、この2点を緩和するという内容のものに受けとめておりますが、まず、資格要件について、市長が適当と認めた者という点でお伺いするわけですが、支援の資格要件について、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者を新設するとしているわけなんですけども、この市長が適当と認めたというのは何を指しているのか、お伺いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

この条文において、市長が適当と認めた者につきましては、放課後児童クラブに従事していた実務経験が5年以上と認められるか、あと、加えまして、その期間の勤務姿勢等が適正であったかを判断するものでございます。

○丸山わき子君

これは、なぜ緩和が必要になったのか、その辺についてお伺いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

従前までは、規定によりまして、病院、または、この先になるのですが、教員の免許を持っているだけではなく、ちゃんと更新手続きをしていた者と、あと、今、勤務をしていた



だいている方の中にも中学校卒業という方が何名かおまして、そういう方は従前ですと支援員の資格を取れなかったというところについて、緩和をするものでございます。

#### ○丸山わき子君

支援員というのは、学童の子どもたちの発達過程についての知識をきちんと持っていること。また、子ども一人ひとりの性格や日々の生活の様子を把握しながら子どもたちと関わっていくことが求められていることもあるんですね。児童クラブが子どもたちの単なる遊び場、居場所ではなくて、育っていく生活の場である、このことを保障していかなければならないというふうに思います。先ほど、市長が適当と認めた者のところで、勤務姿勢ということが言われていたわけなんですけれども、本当に勤務姿勢をどう判断するのか。そこら辺も大変私は問題になってくるのではないかというふうに思います。そういう点では、果たしてこういう市長が適当と認めた者ということで、短絡的なそういう要件を同意していったいいのかどうか、大変私は疑問に感じるところであります。

それから、支援員の有資格の状況であります。現在の支援員の有資格の状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

#### ○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

支援員等が所有しております資格でございますが、現時点では、教員免許状をお持ちの方が3人、保育士や幼稚園教諭の資格をお持ちの方が13人でございます。

#### ○丸山わき子君

市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、ここでは、放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とすると。ただし、1人の補助員をもってこれにかえることができるというふうなうたっているわけなんですけれども、一体、現在、支援員、それから、補助員はどのような状況になっているのか、お伺いいたします。

#### ○市民部長（和田文夫君）

5月21日現在で申し上げますと、支援員が40人、補助員が10人、合計で50人となっております。

#### ○丸山わき子君

では、圧倒的多数の方が資格を持っていないということになるわけですね。やはり、こういう点では、子どもたちの生活の場だけではない、本当に心身ともに子どもたちが育っていく場であるということであるわけですから、そういう点では、専門的なそういう職員の配置が求められて、この間の支援員の補助員の方々が対応し切れなくて、子どもはしばらく来ないでくれ、待機してくれと、そういうような、本当なら一人ひとりの子どもたちを育て上げていかなければならないのに、子どもたちを排除してしまう、そういうこともあったわけですね。そういう点では、本当にきちんと子どもたちの発達過程を把握でき、そして、そういう知識を持った方々に対応していただかなければならないのではないかというふうに思う次第です。それと、やはり、処遇改善が必要ではなからうかと。処遇改善を図りながら、き

ちんと免許を持った方を採用していくということが求められております。

それから、もう1つです。教職員免許法についてなんですけれども、これは、第4に規定する免許状とあるのはどのようなものなのか、お伺いいたします。

**○市民部長（和田文夫君）**

教員免許の更新制度が導入されましたことにより、かつて教員免許状を取得して、ただ、更新を受けておらず、有効期限が切れてしまった方についても対象となるように、今回、改正をするものでございます。

**○丸山わき子君**

そういう意味では、かつて教職員の経験をなさった方も採用していけるんだよという緩和であるというふうに受けとめました。

それで、資格と同時に、やはり、子どもと人間関係を結ぶ指導員としての資質の向上が求められると。免許を持っているだけではだめだと。また、免許を持っていなくても困るという点で、指導員の養成、研修、これはされているのかどうか、その辺についてお伺いします。

**○市民部長（和田文夫君）**

資質の向上のための研修でございますが、平成29年度は、独自で開催した研修が7回あったほか、県などが開催している研修が3回あり、それぞれ都合が付く範囲で参加をさせていただいております。

**○丸山わき子君**

やはり、市できちんと研修をして、指導員の養成をやっていっていただきたい、このことを申し述べたいと思います。

次に、議案第3号、平成30年度八街市一般会計補正予算についてお伺いするところであります。

1点目は、生活保護費についてお伺いいたします。

今回、システム改修の予算が計上されているところなんです、システム改修の内容をお伺いいたします。

**○市民部長（和田文夫君）**

お答えします。

今回の電算システム改修は生活保護基準見直しによるもので、1つ目として、平成30年度基準額等の見直し、2つ目としまして、介護医療院の創設、3つ目としまして、業務データシステム、個別調査項目追加にそれぞれ対応するものでございます。

**○丸山わき子君**

国が10月から生活保護基準を見直していくと。生活扶助費を最終的には最大5パーセント、それから、母子加算は平均で月額4千円、児童養育加算の3歳未満児は月額5千円を引き下げる方針を示しているわけですね。生活保護費は今後3年間で国費で160億円を削減するという方針を明らかにしているわけです。生活扶助基準は既に平成25年度から段階的に引き下げられていて、平成27年度は住宅補助基準、また、冬季加算も削減されて

いるわけです。実際には、八街市の住宅扶助基準に関しては対象にはなっていないようなんですが、しかしながら、生活扶助基準は引き下げられています。生活保護世帯をさらに追い詰めることになるのではないかと、このように思いますが、いかがでしょうか。

#### ○市民部長（和田文夫君）

今回の生活保護基準の見直しによります影響につきましては、世帯員の年齢や家族構成、収入状況等で異なるため、一概に上がるか下がるかについては一言ではご説明ができません。国が示すモデルケースでは、おおむね都市部においては扶助費は減る傾向にあり、地方では増える傾向にあります。本市は3級地の2に該当しますので、ほとんどのケースで増えるものと考えられますが、家族構成等の条件はおのこの違いますので、一概に全てのケースで扶助費が増えるとは言い切れないものでございます。

#### ○丸山わき子君

厚労省が平成25年からの生活扶助費引き下げの影響について発表したわけなんですね。受給世帯の約半数が月1千円から5千円、それから、中でも、母子世帯は減額の幅が大変大きくて、約4割が月1万円から2万円、それから、さらに、4割が5千円から1万円への減額であったというようなことを発表しております。本市でも、生活扶助費の引き下げの影響は、月に平均1千円ちょっと削減されているわけですね。今、生活保護を受けている方々の生活状況というのは、1日2食の食事、それから、お風呂も1週間に数回しか入れないという状況、こういうような生活が強いられている中で、今、部長から、八街市は3級地であり、影響はほとんどないようだというような答弁がございましたけれども、しかしながら、生活扶助費が上がる世帯は全国的には26パーセント、そして、変わらない世帯は8パーセント、下がる世帯は67パーセント、7割近くの世帯が生活扶助費基準が引き下げられることになるわけですね。ですから、そういう意味では八街市に影響がないとは言い切れないというふうに思います。

それと、生活保護の問題は、制度を利用している人だけの問題ではないわけですね。見直しによる影響によって、最低賃金や、あるいは、住民税、保育料、介護保険料、就学援助など、47の施策に連動すると言われております。広範な国民の生活に重大な影響を与えるということで、本市はどのぐらいの影響があるのか、その辺についてお伺いいたします。

#### ○市民部長（和田文夫君）

今、国の制度につきましては、生活保護基準が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的考え方にしております。地方単独事業につきましても、この趣旨に基づき適切に対応していくものと考えます。

#### ○丸山わき子君

この間、その対応ができたのかどうかという点ですね。憲法25条、これは、国民の生存権を保障する最後のセーフティーネットである生活保護のあり方、生活保護を受給しない市民全般の生活水準の引き下げにも連動するわけですから、市全体の経済にも大変影響がある

ことは明らかであります。

これは市長に申し上げたいのですけれども、国に対して、生活保護を受けている方だけではなくて、ほかの受け手が市民にも連動していく、そういう点では八街市の経済にも大きな影響があるわけで、こうした国の見直しですね。生活保護基準をさらに悪化させ、そして市民への影響をさらに深める、そうしたあり方に対して、見直しストップを国に対して意見を言うべきではないかというふうに思いますが、市長、いかがでしょうか。

**○市長（北村新司君）**

実は、この制度見直しにあたっては市長会でも十分議論をされておりまして、制度の見直しにあたりましては、最後のセーフティーネットとして持続可能な制度とするために、自治体の意見を十分踏まえるということを決議しております。また、生活保護に係る財源負担につきましては、生活保護は憲法に基づき国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、全額国庫負担にすべきであるということを改めまして決議したところでございます。

**○丸山わき子君**

やっぱり、今、国は軍事費はどんどんと増やす一方で、国民の暮らしに関わる社会保障、生活保護も含めて、どんどんと削減をしていると。国はお金がないわけではないわけですね。国民の暮らしを守ることがまず第一に行われなくてはならないというふうに思います。ぜひ市長、引き続き国に対して厳しい意見を挙げていっていただきたい、このことを申し述べておきます。

次に、13ページなんですけれども、13ページの都市計画総務費の榎戸駅整備事業に関してでございます。現在、工事が進められているわけですけれども、この進捗状況をお伺いいたします。

**○建設部長（江澤利典君）**

進捗状況ということでございますけれども、平成30年5月末時点で約50パーセントとなっており、平成31年3月の供用開始に向け順調に進んでいるところでございます。

**○丸山わき子君**

今回の補正はどのような内容のものか、お伺いいたします。

**○建設部長（江澤利典君）**

今回の補正ということでございますが、まず初めに、榎戸駅自由通路及び橋上駅舎等新設工事につきましては、平成27年12月15日にJR千葉支社と締結して事業費が決定しております。この事業費については、変更は現在ございません。今回の補正の目的ということでございますが、当初予算計上時には、平成29年度のJRからの請求額が確定していなかったため、JR千葉支社と協議を行って、平成30年度事業費についての見込額を策定して、当初予算に計上させていただきました。その中で、しかしながら、平成28年度、29年度のJRからの請求額が見込額より少なかったことから、その差額分について補正をするものでございまして、先ほども申し上げたとおり、全体事業費の変更はなく、事業費の年度振り

分けが変更になったということだけでございます。

○丸山わき子君

工事の見直しではないよということの答弁でございましたが、今、工事が進められていますけれども、まず、階段ができ上がったわけですね。旧ホームに付いている階段はでき上がったのですけれども、大変急勾配で、これは何とかならないかと早速悲鳴が上がっているわけですね。私は、榎戸駅の計画が示されたときに、これはエスカレーター設置が必要ではないかということを申し上げましたけど、いや、それは無理だと。幅が狭いから無理なんだという、そういう答弁がございました。しかし、今造っている最中に、市民から何とかならないかという、そういう苦言がある。また、駅のバリアフリー化、エレベーターだけが付いていけばそれでいいのかと。あと、高齢化を迎える中で、もう少し見直しが必要じゃないかなと。今せっかく工事をやっているわけですから、エスカレーター設置という方向も検討すべきじゃないかなというふうに思うわけなんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○建設部長（江澤利典君）

エスカレーターの設置については、利用者の利便性の向上には有効なものというふうには考えております。これは当初より検討課題となっておりましたけれども、限られた土地の中で実施される本計画では非常に設置は困難ということでございます。そうした中で、バリアフリー化として自由通路及び橋上駅舎、エレベーターを設置するということになりました。現在、平成31年3月供用開始に向け順調に工事が進んでおりますので、構造上大きな変更ということに伴いますと、根本的に設計変更とかそういう課題が出てしましまして、課題が出てきますので、その辺は、今回のエレベーターの利用にご理解、ご協力をお願いしたいというふう考えております。

○丸山わき子君

全体的にやり直さなくても、階段部分だけでも私はできるのではないかと。都市部では、かなり狭い階段でもエスカレーターが付き、また、階段が付いているということで、たびたび私も階段を確認に行っているのですけれども、エスカレーター設置ができる、その幅があるのではないかというふうに思うわけです。せめて上りだけでも設置する方向での検討をすべきではないかなというふうに思うんですけども、その検討も全くできないのか。いかがでしょうか。

○建設部長（江澤利典君）

先ほど答弁したとおりでございますが、東西の自由通路の有効幅員については、東側で2.5～3.6メートル、西側で約4メートルと。利用者の円滑な移動を確保するためには、エスカレーターの設置については今の段階では困難というふうになっておりまして、それについては、限られた土地の中で、当時、事業費等もかなり削減と、いろんな面で検討した結果がこのような橋上駅舎の計画になりましたことで、ご理解願いたいと思っております。

○丸山わき子君

やっぱり私は、今後の高齢化社会を迎えるにあたってどのような駅舎が必要だったのかと

いう、そういう検討とかはなかったのかなということは今、考えさせられているところがございます。今後も、今、進捗率は50パーセントということなので、再度検討いただきたいなということを重ねて申し上げておきます。

次に、教育費なんですけれども、23ページ、体育振興費についてなんですけど、ロードレース大会の拡充による予算増ということで計上されているわけなんですけども、このロードレース大会の拡充計画はどのような内容なのか、お伺いいたします。

**○教育次長（村山のり子君）**

今回のロードレースは、これまで2月11日の祝日に実施しておりました八街市ロードレース大会を10月7日（日曜日）に時期をずらして行うものでございます。この大会は、平成31年10月の（仮称）小出義雄杯八街マラソン大会実行委員会が大きく関わります新たな大会を見据え、極力平成31年度の大会に近付けた形になるよう、今までのロードレース大会を見直し、参加募集定員増、自動記録取得システムの導入、ゴール地点を八街市の玄関口であるJR八街駅北口へ変更して実施するものでございます。また、参加募集定員を増やすことに伴いまして、選手の安全対策、迂回路の設定、それによる誘導員の配置、交通規制周知看板等、一般車両への周知を徹底してまいります。自動記録取得システムの導入によりまして、参加選手の記録を即時に計測して、スムーズに大会運営ができる体制といたします。今まで手作りで行っておりましたポスターやリーフレット、それも専門業者に依頼しまして、また、応募方法も、インターネット、郵便振替、スポーツ振興課の窓口で直接受け付けの3つの方法に増やす予定でございます。

**○丸山わき子君**

この程度の予算で大丈夫なのかなという感じもしないではないですが、参加定員を増やしていくのだというようなことなんですけども、これはどのぐらいの規模を計画しているのか、お伺いいたします。

**○教育次長（村山のり子君）**

まず、2キロの部、150人、3キロの部、200人は今までと同じでございます。10キロの部を今までの150人から500人に増やしまして、合計は500人規模から850人規模に増やしております。

**○議長（木村利晴君）**

3回目の質問です。

**○丸山わき子君**

意見を述べまして終わります。

規模を拡大して多くの方に参加していただき、八街をさらにPRできるということで、経済波及効果にもつながることを期待いたしまして、私の質問を終わりにさせていただきます。

**○議長（木村利晴君）**

以上で丸山わき子議員の質疑を終了します。

これで通告による質疑は全て終了しました。

議題となっています議案第1号から議案第5号を、配付してあります議案付託表のとおり各常任委員会に付託します。議案付託表に誤りがあった場合は議長が処理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村利晴君)

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により各常任委員会の開催日の通知とします。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日6月13日から21日までの9日間を、常任委員会の開催及び議事都合のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村利晴君)

ご異議なしと認めます。6月13日から21日の9日間を休会することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

6月22日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。議員の皆様申し上げます。この後、議員親睦会総会を開催しますので、関係する議員は議員控室にお集まりください。

議員親睦会総会終了後、議会改革検討協議会を開会しますので、関係する議員は第二会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午前10時47分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案第1号から議案第5号  
質疑、委員会付託
2. 休会の件

.....  
議案第1号 八街市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例の制定について

議案第3号 平成30年度八街市一般会計補正予算について

議案第4号 平成30年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第5号 平成30年度八街市水道事業会計補正予算について